

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 12 日

名寄市長 加 藤 剛 士

1 入札に付す事項

- (1) 工事番号 第 31 号
- (2) 工事名 名寄中学校解体工事（その 2）
- (3) 工事場所 名寄市字豊栄 101-1
- (4) 工期 議決日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 29 日
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 工事概要 名寄中学校 校舎(南棟)・その他付帯設備の解体工事
・校舎（南棟）RC 造 3 階建て 延べ面積 3,924.00 m²
・倉庫 木造平屋建て 延べ面積 92.75 m²
・付帯設備撤去(屋外設備配管類、駐輪場、庭石等)
- (7) 週休 2 日工事 本工事は、「週休 2 日工事」として実施する工事である。
受注者は契約後、「週休 2 日実施申出書」を提出すること。

2 入札の執行日時及び場所

- (1) 執行日時 令和 8 年 6 月 9 日（火） 午前 10 時 15 分
- (2) 執行場所 名寄市役所名寄庁舎 3 階 会議室

3 契約について

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による市議会の議決と同時に、本契約の効力を生じるものとする。(令和 8 年 6 月議会に提出予定)

4 工事の施工

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員が一体となって施工する共同施工方式（甲型）とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 市内に本社又は支社若しくは営業所を有し、名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成 18 年名寄市訓令第 55 号。以下「事務処理要綱」という。）第 5 条に規定する競争入札参加資格者名簿において「建築一式工事」若しくは「解体工事」に登録されていること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの期間において、事務処理要綱第 8 条及び第 10 条の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 本工事の入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。））の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (5) 本工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種について、その許可を受けてからの営業年数が 4 年以上であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状況が不健全でない者。
- (8) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例第 7 条による措置を受けていない者。
- (9) 配置予定技術者は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込のあった日以前に 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。
- (10) 代表者及び構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者及び主任技術者を工事現場に専任で配置できること。（やむを得ない場合（傷病、育児、介護、死亡または退職等）を除き、落札後の配置予定技術者の変更は認めない。）

6 構成員数と構成、代表者の案件、応募の条件など

- (1) 代表者を含む構成員の数は2 者又は 3 者とする。
- (2) 代表者は、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する「建築一式工事」で、建築部門における格付け A ランクの者とする。また、共同企業体において、最大の出資比率を有すること。（同比率の場合は、いずれでも可）
- (3) 構成員は、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する「建築一式工事」または「解体工事」の者とする。また、出資比率は 2 者の場合 30% 以上、3 者の場合は 20% 以上とする。

- (4) 代表者および構成員は、官公庁が平成28年度以降に発注し、引渡し完了している工事の、登録する業種（建築一式又は解体）の実績を有すること。なお、共同企業体としての実績を申請する場合は、構成員の出資比率が20%以上であること。
- (5) 本工事の構成員となる者は、関連工事となる「工事番号31 名寄中学校解体工事（その2）」の企業体の構成員になることはできない。
- (6) 一つの共同企業体として「名寄中学校解体工事（その1）」及び「名寄中学校解体工事（その2）」の二つの工事に応募（以下「重複申請」という。）できるものとし、重複申請をする場合は様式（特）第6号誓約書を提出すること。ただし、いずれかの案件で落札したものは、もう一方の案件を自動的に辞退（受注者排除）したものとみなす。

7 存続期間

- (1) 共同企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了した時までとする。ただし、跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後とする。
- (2) 発注工事等の契約とならなかった共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約が締結された時までとする。

8 資格審査

共同企業体の申請に係る資格審査は、名寄市競争入札等審議委員会が行う。

9 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

別記第1号様式 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格申請書

別記第2号様式 特定建設工事共同企業体競争入札参加申込書

別記第3号様式 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

別記第4号様式 特定建設工事共同企業体委任状

(2) 添付書類

様式（特）第1号 共同企業体構成員資格調書

様式（特）第2号 同種工事实績調書

様式（特）第3号 手持ち工事状況調書

様式（特）第4号 技術職員配置予定調書

様式（特）第5号 資本関係・人的関係調書

※提出用様式等は、添付ファイルをダウンロードして使用のこと。

また、様式（特）第2号 同種工事实績調書は「建築一式工事」若しくは「解体工事」の実績を記入すること。

(3) 提出期限 令和8年5月26日（火）午後3時まで

（土、日祝日を除く9時～12時と13時～17時。ただし、最終日は指定時刻まで）

(4) 提出場所 名寄市役所名寄庁舎総務部財政課契約・管財係

(5) 提出方法 持参提出のみとする。

(6) その他

① 申請書類等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

② 提出された資料は返却しない。

10 入札参加資格の審査結果

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格がないと認められた者に対してのみ令和8年5月28日までに通知をするものとする。ただし、入札参加資格があると認めた者が、何らかの事情により入札参加資格を有していない又は虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

(1) 入札参加資格がないと認められた理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、書面により令和8年6月2日までにその理由の説明を求めることができる。理由の説明は、令和8年6月5日までに書面で回答する。

11 契約条項を示す場所 名寄市役所名寄庁舎 総務部財政課契約・管財係

12 設計図書の閲覧

本工事に係る設計図書等を閲覧するときは、次のとおりとする。

(1) 閲覧期間 令和8年5月12日～令和8年6月8日

(土、日祝日を除く9時～12時と13時～17時)

(2) 閲覧方法 次のいずれかの方法による。

①名寄市役所名寄庁舎3階 総務部閲覧場所でのデータ提供。

(※未使用のCD-Rを持参すること)

②名寄市ホームページ上によるデータ提供。

名寄市ホームページ上に公開制限を設定したデータを掲載するので、閲覧希望の者は電話連絡の後、次のメールアドレスへ制限解除パスワードの提供依頼をすること。

【メールアドレス：ny-keiyaku@city.nayoro.lg.jp】

【件名：名寄中学校解体工事（その2）】

【メール本文：パスワード提供希望。業者名、連絡先電話番号】

13 設計図書に対する質問等

(1) 設計図書に質問がある場合は、文書を作成のうえメール提出し併せて電話連絡すること。

なお、質問を提出することができる者は、入札に参加する要件をすべて満たしている代表者に限る。

ア 提出期日 令和8年5月28日（木）まで

イ 提出場所 工事担当課 名寄市役所（風連庁舎）建設水道部建築課

【メールアドレス：ny-kenchiku1@city.nayoro.lg.jp】

(2) 質問に対する回答は、工事担当課から速やかにメールで回答する。

14 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 再資源化等に要する費用

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて積算すること。

16 北海道循環資源利用促進税 有

17 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 共同企業体につき免除する。

18 支払条件等

- (1) 前金払 契約金額の10分の4に相当する額以内を前金払する。
- (2) 中間前金払 契約金額の10分の2に相当する額以内を中間前金払する。
- (3) 部分払 なし。

19 調査基準価格の設定

本工事は、調査基準価格を設定しているため、最低入札金額が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査委員会で審査をするため、入札結果は保留とする。

20 工事費積算内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される金額に対応した工事費積算内訳書を提出すること。
- (2) 提出ができない場合は、入札に参加することはできない。

21 その他

- (1) 入札回数は2回までとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費積算内訳書の精査並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除する。
- (5) この公告に定めるもののほか、名寄市暴力団排除条例、名寄市契約規則、名寄市競争入札心得、その他関係法令等を遵守すること。

入札及び契約に関する問い合わせ先

名寄市役所名寄庁舎 総務部財政課契約・管財係 (TEL 01654-3-2111 内線 3336)

工事の内容に関する問い合わせ先

名寄市役所風連庁舎 建設水道部建築課建築係 (TEL 01655-3-2511 内線 2224)